

大阪市水道局人事発令事務等取扱要綱

制 定 令和5年9月8日局長決
最近改正 令和6年3月29日課長決

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市水道局の企業職員（以下「局職員」という。）に対する人事発令及び給料額等の通知に関する事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「人事発令」とは、採用発令、転任等発令、兼職発令、外国への出張の発令、退職発令、任期更新発令、不利益処分等に関する発令及び局職員からの申出による降任の発令をいう。

2 この要綱において「職」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 大阪市水道局事務分掌規程（昭和39年大阪市水道事業管理規程第10号。以下「事務分掌規程」という。）第2条の規定により設置された職
 - (2) 所属統括制度実施要領（平成19年3月29日局長決）第2条に規定する所属統括の職（以下「所属統括の職」という。）及び部門統括制度実施要領（平成19年3月29日局長決）第2条に規定する部門統括の職（以下「部門統括の職」という。）
 - (3) 人事主任等の設置に関する要綱（平成3年4月16日局長決）第1条に規定する主任の職（以下「主任の職」という。）
- 3 この要綱において「採用発令」とは、次の各号に掲げる者を当該各号に定める局職員に任命し、課若しくは事業所又は担当（以下「所属」という。）に勤務することを命じ又は職に補す発令（転任等発令、兼職発令又は任期更新発令に該当するものを除く。）をいう。
- (1) 本市職員以外の者（次号に掲げる者を除く。） 法律により任期を定めて任用する局職員又は特別職に属する局職員
 - (2) 他の地方公共団体から本市に派遣される当該地方公共団体の職員 局職員
- 4 この要綱において「転任等発令」とは、次に掲げる発令をいう。

- (1) 局職員に現在勤務している所属から他の所属に勤務することを命じる発令
- (2) 第2項第1号に掲げる職に補している局職員を当該職と同一若しくは上位の職制上の段階に属する他の職に補す発令、大阪市水道局企業職員給与規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第2号。以下「給与規程」という。）第5条第2項第1号に掲げる水道局企業職給料表(1)（以下「給料表(1)」といふ。）の職務の級欄に掲げる職務の級の3級の適用を受ける局職員（以下「企業職給料表(1) 3級職員」といふ。）を第2項第1号に掲げる職（担当係長又は主査の職に限る。）に補す発令又は第2項第1号に掲げる職に補している局職員の当該職を解く発令
- (3) 第2項第2号に掲げる職に補している局職員を同号に掲げる他の職に補す発令及び給与規程第5条第2項第2号に掲げる水道局企業職給料表(2)（以下「給料表(2)」といふ。）の職務の級欄に掲げる職務の級の2級の適用を受ける局職員を同号に掲げる職に補す発令
- (4) 主任の職に補している局職員を他の主任の職に補す発令及び主任の職に補していない企業

職給料表(1) 3級職員を主任の職に補す発令

- (5) 市長、委員会、委員、会計管理者若しくは消防長の事務を補助する職員又は市会事務局の職員（以下「他の任命権者の職員」という。）を局職員に任命し、所属に勤務することを命じ又は職に補す発令
- (6) 局職員の兼職（兼職発令に係る命令の内容をいう。以下同じ。）を解く発令（兼職を解くことにより当該局職員が退職となる場合にあっては、当該局職員を退職させる発令を含む。）
- (7) 第1号、第2号又は第5号に掲げる発令をした上で当該局職員を本市以外のものに派遣する発令（次に掲げる者（以下「退職派遣者等」という。）として派遣する場合にあっては、当該局職員を退職させる発令を含む。）
- ア 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者
- イ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第79条第1項に規定する地方派遣職員
- ウ 国の行政機関の職員として在職してその業務に従事する者
- (8) 局職員の本市以外のものへの派遣を解いて所属に勤務することを命じ又は職に補す発令（退職派遣者等としての派遣を解く場合にあっては、派遣を解く者を局職員に任命する発令を含む。）
- (9) 局職員を退職させて他の任命権者の職員とする発令（当該局職員を本市以外のものに派遣している場合にあっては、当該派遣を解く発令（退職派遣者等としての派遣を解く場合にあっては、派遣を解く者を局職員に任命する発令を含む。）を含み、降任の発令に該当するものを除く。）
- (10) 給料表(2)の適用を受ける局職員（以下「技能職員」という。）を給料表(1)の適用を受ける局職員とする発令
- (11) 技能職員に水道局技能職員の局内転任制度に関する要綱（平成23年3月31日局長決）第4条第1項の規定による実務研修として同項に規定する業務に従事することを命じる発令
- 5 この要綱において「兼職発令」とは、次に掲げる発令をいう。
- (1) 局職員に2以上の所属に勤務することを命じ又は局職員を2以上の職に補す発令
- (2) 局職員に1以上の所属に勤務することを命じ又は局職員を1以上の職に補すとともに、他の任命権者の職員として勤務することを命じる発令
- (3) 局職員に現在勤務している所属に加えて他の1以上の所属に勤務することを命じ又は職に補している局職員を当該職に加えて他の1以上の職に補す発令
- (4) 局職員に現在勤務している所属に加えて他の任命権者の職員として勤務することを命じ又は職に補している局職員に当該職に加えて他の任命権者の職員として勤務することを命じる発令
- (5) 他の任命権者の職員を更に局職員に任命し、1以上の所属に勤務することを命じ又は1以上の職に補す発令
- 6 この要綱において「退職発令」とは、次に掲げる理由以外の理由により局職員を退職させる発令であって、転任等発令に該当するもの以外のものをいう。
- (1) 法律により任期を定めて任用した局職員がその任期を満了すること

- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項の規定によりその職を失うこと
- 7 この要綱において「任期更新発令」とは、法律により任期を定めて任用した局職員（会計年度任用職員を除く。）の任期を更新し、勤務する所属を命じ又は職に補すことをいう。
- 8 この要綱において「不利益処分等に関する発令」とは、次に掲げる発令をいう。
- (1) 地方公務員法第49条第1項に規定する処分の発令
 - (2) 地方公務員法第28条第2項各号に掲げる事由がなくなったことに伴い同項の規定により休職した局職員の当該休職を解く発令
 - (3) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第68条の規定により局職員の就業を禁止する発令
 - (4) 労働安全衛生法第68条の規定による局職員に対する就業を禁止する命令を解く発令
- 9 この要綱において「給料額等の通知」とは、人事発令等に伴い決定された次に掲げる事項を局職員に通知することをいう。
- (1) 局職員に適用される給料表又はこれの変更
 - (2) 職務の級若しくは号給又はこれらの変更（降任及び降給によるものを除く。）
 - (3) 特別職に属する局職員に支給する報酬の額
- （人事発令及び給料額等の通知の方法）
- 第3条 人事発令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。
- (1) 次に掲げる人事発令 辞令書の交付
 - ア 採用発令（局職員に任命する発令に限る。）
 - イ 次に掲げる転任等発令
 - (ア) 前条第4項第2号に掲げる転任等発令のうち、地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職する局職員を現在補している職から前条第2項第1号に掲げる他の職（理事、副理事又は参事の職に限る。）に補すもの又は現在補している職を解くもの
 - (イ) 前条第4項第2号に掲げる転任等発令のうち、地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由がなくなったことに伴い同号の規定による休職を解く局職員について行うもの（兼職発令に該当するものを含む。）
 - (ウ) 前条第4項第3号に掲げる転任等発令のうち、所属統括の職に補している技能職員を部門統括の職に補すもの
 - ウ 退職発令
 - エ 不利益処分等に関する発令のうち、地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この号及び第3号において「他の職への降任等」という。）の発令及び他の職への降任等に伴う降給の発令以外のもの（兼職発令に該当するものを含む。）
 - オ 局職員からの申出による降任の発令（兼職発令に該当するものを含む。）
 - (2) 次に掲げる人事発令 労働条件通知書の交付
 - ア 採用発令（勤務する所属を命じ又は職に補す発令に限る。）
 - イ 任期更新発令
 - (3) 他の職への降任等の発令及び他の職への降任等に伴う降給の発令 大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）第37条第4項及び第5項の規定により市長が定める通知の方法
 - (4) 次に掲げる人事発令 庁内ポータルサイト（大阪市水道局公文書管理規程（平成13年大阪

市水道事業管理規程第4号) 第29条第3項に規定する水道局庁内情報ネットワークを通じて閲覧することができるポータルサイトをいう。以下同じ。)への掲載

ア 第1号イに掲げる転任等発令以外の転任等発令

イ 兼職発令(第1号イ(イ)、エ及びオに掲げる発令に該当するものを除く。)

ウ 外国への出張の発令

2 給料額等の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

(1) 次に掲げる局職員に対する給料額等の通知 労働条件通知書の交付

ア 法律により任期を定めて任用した局職員又は任期更新発令をした局職員

イ 特別職に属する局職員

(2) 前号に掲げるもの以外の給料額等の通知 給料額等通知書の電子交付(大阪市水道局長が管理する電子計算機、電気通信回線等により局職員の人事、給与等に関する情報を処理するシステムを通じて特定の局職員に当該局職員の人事、給与等に関する情報を提供することをいう。)

3 前2項の規定にかかわらず、これらの規定に定める方法により難い特別の事情があるときは、他の適当な方法によることができる。

(辞令書、通知書及び庁内ポータルサイトへの掲載の様式)

第4条 辞令書は、別記第1号様式によるものとする。

2 労働条件通知書は、別記第2号様式によるものとする。

3 庁内ポータルサイトへの掲載文は、別記第3号様式によるものとする。

4 給料額等通知書は、別記第4号様式によるものとする。

(細目の委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、人事発令及び給料額等の通知に関する事務の取扱いに關し必要な事項については、総務部職員課長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月15日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

1 この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 この改正規定の施行の日までに地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職する局職員を現在補している職から他の職に補した転任等発令については、なお従前の例による。

別記第1号様式（第4条関係）

		(氏名)
(人事発令の内容)		
(人事発令の年月日)		局長印
大阪市水道局長	(局長の氏名)	局長印

備考

この用紙の大きさは日本産業規格A4とし、二重枠線の色は黄色とする。

作成要領

この様式は、次の表の人事発令の種類欄に掲げる人事発令に使用し、様式中の「(人事発令の内容)」欄は、それぞれの同表の記載例欄の記載例により記載するものとする。

	人事発令の種類	記載例	説明
ア	法律により任期を定めて任用する局職員及び特別職に属する局職員の採用発令	丶丶に任命する 任期は丶年丶月丶日までとする	1 法律により任期を定めて任用する局職員については、「臨時的任用職員」、「会計年度任用職員」、「暫定再任用職員」、「定期付職員」のいずれかを記載し、特別職に属する局職員については「非常勤嘱託職員」と記載する。 2 句点は付さないものとする。
イ	他の地方公共団体の職員の局職員としての採用発令	職員に併任する	1 他の地方公共団体から派遣される当該地方公共団体の職員を局職員に任命する採用発令に使用する。 2 句点は付さないものとする。
ウ	ア及びイ以外の採用発令	職員に任命する	1 句点は付さないものとする。
エ	病気休職に伴う転任等発令	丶丶を命ずる	1 地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職する局職員を現在補している職と同一の職制上の段階に属する他の職（理事、副理事又は参事の職に限る。）に補す転任等発令に使用する。 2 新たに補す職の名称を当該職が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載する。 3 句点は付さないものとする。
		丶丶勤務を命ずる	1 地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職する局職員の現在補している職を解く転任等発令に使用する。 2 職を解くことにより新たに勤務することを命じる所属の名称を当該所属が置かれている部又は事業所の名称を冠して併記す

			<p>る。</p> <p>3 兼職発令に該当する場合は、「兼」として兼職をさせる旨を記載する。当該局職員に勤務することを命じる所属が3以上の場合の所属の区切りについても「兼」を使用する。</p> <p>4 句点は付さないものとする。</p>
オ	病気休職からの復職に伴う転任等発令	〃(兼〃)を命ずる	<p>1 地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由がなくなったことに伴い同号の規定による休職を解く局職員を現在補している職と同一の職制上の段階に属する他の職に補す転任等発令に使用する。</p> <p>2 新たに補す職の名称を当該職が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載する。</p> <p>3 兼職発令に該当する場合は、「兼」として兼職をさせる旨を記載する。当該局職員を補す職が3以上の場合の職の区切りについても「兼」を使用する。</p> <p>4 句点は付さないものとする。</p>
カ	所属統括の職に補している技能職員を部門統括の職に補す転任等発令	〃部門統括(〃)を命ずる	<p>1 所属統括の職に補している技能職員を部門統括の職に補す転任等発令に使用する。</p> <p>2 当該部門統括の職が置かれている所属の名称を当該所属が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載するとともに、所管する担当又は部門(総務部職員課長が定める課又は事業所の所属員で構成されるグループをいう。)の名称をかっこ書で付記する。</p> <p>3 句点は付さないものとする。</p>
キ	定年による退職発令	定年により本職を	<p>1 定年により退職をさせる退職</p>

		免ずる	発令に使用する。 2 句点は付さないものとする。
ク	他の地方公共団体から派遣されている局職員の退職発令	職員の併任を免ずる	1 他の地方公共団体から派遣されている局職員を退職させる退職発令に使用する。 2 句点は付さないものとする。
ケ	キ及びク以外の退職発令	願により本職を免ずる	1 句点は付さないものとする。
コ	不利益処分等に関する発令（降任）	地方公務員法第28条第1項第 \backslash 号により $\backslash\backslash$ （兼 $\backslash\backslash$ ）に降任する	1 地方公務員法第28条第1項各号のいずれかに該当することを理由とする降任の発令のうち、給料表(1)の職務の級欄に掲げる職務の級の5級以上の適用を受ける局職員を現在補している職より下位の職制上の段階に属する第2条第2項第1号に掲げる他の職に補す発令に使用する。 2 降任により新たに補す職の名称を当該職が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載する。 3 兼職発令に該当する場合は、「兼」として兼職をさせる旨を記載する。当該局職員を補す職が3以上の場合の職の区切りについても「兼」を使用する。 4 句点は付さないものとする。
	地方公務員法第28条第1項第 \backslash 号により \backslash 級に降任する $\backslash\backslash$ 勤務（兼 $\backslash\backslash$ 勤務）を命ずる		1 地方公務員法第28条第1項各号のいずれかに該当することを理由とする降任の発令のうち、第2条第2項第1号に掲げる職に補している局職員を給料表(1)の職務の級欄に掲げる3級以下の職務の級とする発令、給料表(1)の職務の級欄に掲げる職務の級の3級又は2級に属する局職員を当該属する職務の級

			<p>より下位の職務の級とする発令及び同項第2号に掲げる職に補している局職員を給料表(2)の職務の級欄に掲げる2級以下の職務の級とする発令に使用する。</p> <p>2 降任により新たに属することにする職務の級に降任する旨を記載するとともに、新たに勤務することを命じる所属の名称を当該所属が置かれている部又は事業所の名称を冠して併記する。</p> <p>3 兼職発令に該当する場合は、「兼」として兼職をさせる旨を記載する。当該局職員に勤務することを命じる所属が3以上の場合の所属の区切りについても「兼」を使用する。</p> <p>4 句点は付さないものとする。</p>
サ	不利益処分等に関する発令（条件付採用期間中の局職員に対する分限免職）	(ヽ年ヽ月ヽ日をもって) 本職を免ずる	<p>1 条件付採用期間中の局職員に対する地方公務員法第28条第1項各号のいずれかに該当することを理由とする免職の発令に使用する。</p> <p>2 「ヽ年ヽ月ヽ日をもって」の年月日は、条件付採用期間が終了する日（労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条に規定する解雇の予告をする場合において、発令日の翌日から起算して解雇予告に係る期間が経過する日が条件付採用期間が終了する日前であるときは、解雇予告に係る期間が経過する日）を記載する。</p> <p>3 句点は付さないものとする。</p>
シ	不利益処分等に関する	地方公務員法第28	1 条件付採用期間中の局職員以

	発令（サ以外の分限免職）	条第1項第 \backslash 号により（ \backslash 年 \backslash 月 \backslash 日をもって）免職する	<p>外の局職員に対する地方公務員法第28条第1項各号のいずれかに該当することを理由とする免職の発令に使用する。</p> <p>2 「\backslash年\backslash月\backslash日をもって」の年月日は、労働基準法第20条に規定する解雇の予告をする場合に、発令日の翌日から起算して予告に係る期間が経過する日を記載する。</p> <p>3 句点は付さないものとする。</p>
ス	不利益処分等に関する発令（分限休職）	<p>地方公務員法第28条第2項第\backslash号により\backslash年\backslash月\backslash日から\backslash年\backslash月\backslash日までの間休職を命ずる</p> <p>大阪市水道局企業職員給与規程第34条第\backslash項により\backslash年\backslash月\backslash日までの間給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ\backslash分の\backslashを給する</p>	<p>1 地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに該当することを理由とする休職の発令に使用する。</p> <p>2 給与の減額を伴う場合は、休職の期間中に支給すべき給与を併記する。</p> <p>3 句点は付さないものとする。</p>
		<p>地方公務員法第28条第2項第1号により引き続き\backslash年\backslash月\backslash日までの間休職を命ずる</p> <p>大阪市水道局企業職員給与規程第34条第\backslash項により\backslash年\backslash月\backslash日までの間給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ\backslash分の\backslashを給する</p>	<p>1 地方公務員法第28条第2項第1号に該当することを理由とする休職の期間を延長する発令に使用する。</p> <p>2 給与の減額を伴う場合は、延長する休職の期間中に支給すべき給与を併記する。</p> <p>3 句点は付さないものとする。</p>

セ	不利益処分等に関する発令（復職）	復職を命ずる	1 地方公務員法第28条第2項各号に掲げる事由がなくなったことに伴い同項の規定により休職した局職員の当該休職を解く発令に使用する。 2 句点は付さないものとする。
ソ	不利益処分等に関する発令（降給）	地方公務員法第28条第1項第 ^ハ 号により ^ハ 級 ^ハ 号給に降給する	1 地方公務員法第28条第1項各号のいずれかに該当することを理由とする降給の発令に使用する。 2 降給処分として決定した新たな号給を当該号給が属する職務の級とともに記載する。 3 句点は付さないものとする。
タ	不利益処分等に関する発令（戒告）	地方公務員法第29条第1項第 ^ハ 号により懲戒処分として戒告する	1 地方公務員法第29条第1項各号のいずれかに該当することを理由とする戒告の発令に使用する。 2 句点は付さないものとする。
チ	不利益処分等に関する発令（減給）	地方公務員法第29条第1項第 ^ハ 号により懲戒処分として平均賃金の1日分の2分の1（ ^ハ 円）を減ずる	1 地方公務員法第29条第1項各号のいずれかに該当することを理由とする減給の発令に使用する。 2 句点は付さないものとする。
ツ	不利益処分等に関する発令（停職）	地方公務員法第29条第1項第 ^ハ 号により懲戒処分として ^ハ 年 ^ハ 月 ^ハ 日から ^ハ 年 ^ハ 月 ^ハ 日までの間停職にする	1 地方公務員法第29条第1項各号のいずれかに該当することを理由とする停職の発令に使用する。 2 句点は付さないものとする。
テ	不利益処分等に関する発令（懲戒免職）	地方公務員法第29条第1項第 ^ハ 号により懲戒処分として免職する	1 地方公務員法第29条第1項各号のいずれかに該当することを理由とする免職の発令に使用する。 2 句点は付さないものとする。

ト	不利益処分等に関する発令（就業禁止）	労働安全衛生法第68条により就業を禁ずる	<p>1 労働安全衛生法第68条の規定により局職員の就業を禁止する発令に使用する。</p> <p>2 句点は付さないものとする。</p>
ナ	不利益処分等に関する発令（就業禁止の解除）	ヽ年ヽ月ヽ日をもって労働安全衛生法第68条による就業の禁止を解く	<p>1 労働安全衛生法第68条の規定による局職員に対する就業を禁止する命令を解く発令に使用する。</p> <p>2 句点は付さないものとする。</p>
二	局職員からの申出による降任の発令	ヽヽ(兼ヽヽ)を命ずる	<p>1 局職員からの申出による降任の発令のうち、給料表(1)の職務の級欄に掲げる職務の級の5級以上の適用を受ける局職員を現在補している職より下位の職制上の段階に属する第2条第2項第1号に掲げる他の職に補す発令に使用する。</p> <p>2 降任により新たに補す職の名称を当該職が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載する。</p> <p>3 兼職発令に該当する場合は、「兼」として兼職をさせる旨を記載する。当該局職員を補す職が3以上の場合の職の区切りについても「兼」を使用する。</p> <p>4 句点は付さないものとする。</p>
		ヽヽ勤務(兼ヽヽ勤務)を命ずる	<p>1 局職員からの申出による降任の発令のうち、第2条第2項第1号に掲げる職に補している局職員を給料表(1)の職務の級欄に掲げる3級以下の職務の級とする発令、給料表(1)の職務の級欄に掲げる職務の級の3級又は2級に属する局職員を当該属する職務の級より下位の職務の級とする発令及び同項第2号に掲げる職に補している局職員を給</p>

		<p>料表(2)の職務の級欄に掲げる 2級以下の職務の級とする発令 に使用する。</p> <p>2 降任により新たに属すること にする職務の級に降任する旨を 記載するとともに、新たに勤務 することを命じる所属の名称を 当該所属が置かれている部又は 事業所の名称を冠して併記す る。</p> <p>3 兼職発令に該当する場合は、 「兼」として兼職をさせる旨を 記載する。当該局職員に勤務す ることを命じる所属が3以上の 場合の所属の区切りについても 「兼」を使用する。</p> <p>4 句点は付さないものとする。</p>
--	--	--

別記第2号様式（第4条関係）

労働条件通知書（、、、職員）		
(氏名) 様		(人事発令の年月日)
あなたの当局における労働条件は次のとおりです。		
任用期間		
所属及び所在地		
補職		
従事すべき業務の内容		
始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間		
休日		
休暇		
給与	給料月額	
	各種手当	
	期末手当・勤勉手当	
	退職手当	
	給与締切日	
	給与支給日	
	給与支給時の控除 (法定控除以外)	
退職に関する事項		
任用期間の更新の有無		
再度の任用		
その他		

備考

この用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

作成要領

「、、、職員」には、人事発令を受ける局職員の種類（「臨時的任用職員」、「会計年度任用職員」、「暫定再任用職員」、「定年前再任用短時間勤務職員」、「任期付職員」、「非常勤嘱託職員」）を記載する。

別記第3号様式（第4条関係）

(1) 職に補さない転任等発令及び兼職発令

<p>人 事 発 令 (人事発令の年月日) 付けて、次のとおり人事異動を発令する。</p>		
大阪市水道局長		
新所属	現所属	氏名

(（府内ポータルサイトへの掲載年月日）掲載)

作成要領

1 この様式は、次に掲げる人事発令に使用する。

(1) 次に掲げる転任等発令

ア 第2条第4項第1号に掲げる発令

イ 第2条第4項第5号に掲げる発令で所属に勤務することを命じるものうち、本市職員以外の者から新たに市長の事務を補助する職員として任命された者を当該任命された日に局職員に任命し一旦総務部職員課に勤務することを命じる発令以外の発令

ウ 所属に勤務することを命じている局職員に係る第2条第4項第6号に掲げる発令

エ 第2条第4項第7号に掲げる発令で同項第1号に掲げる発令又は同項第5号に掲げる発令（所属に勤務することを命じる発令に限る。）をした上で行うもの

オ 第2条第4項第8号に掲げる発令で派遣を解く者に所属に勤務することを命じるもの

カ 所属に勤務することを命じている局職員に係る第2条第4項第9号に掲げる発令

キ 第2条第4項第10号に掲げる発令

ク 第2条第4項第11号に掲げる発令

(2) 次に掲げる兼職発令

ア 2以上の所属に勤務することを命じる発令

イ 1以上の所属に勤務することを命じるとともに、他の任命権者の職員として勤務することを命じる発令

ウ 現在勤務している局職員を当該所属に加えて他の1以上の所属に勤務することを命じる発令

エ 現在勤務している局職員を当該所属に加えて他の任命権者の職員として勤務することを命じる発令

オ 他の任命権者の職員を更に局職員に任命し、1以上の所属に勤務することを命

じる発令

- 2 作成する単位は、次に掲げるとおりとする。ただし、(1)に掲げる人事発令の件数が多数である場合は、事務職員及び技術職員ごとに作成する。
 - (1) 事務職員及び技術職員に対する 1 の(1)のア及びウからオまでに掲げる転任等発令並びに 1 の(2)に掲げる兼職発令
 - (2) 事務職員及び技術職員に対する 1 の(1)のイ及びカに掲げる転任等発令
 - (3) 技能職員に対する 1 の(1)のア及びウに掲げる転任等発令並びに 1 の(2)のア及びウに掲げる兼職発令
 - (4) 1 の(1)のキに掲げる転任等発令
 - (5) 1 の(1)のクに掲げる転任等発令
- 3 新所属欄に記載する内容は、次のとおりとする。
 - (1) 局職員に所属に勤務することを命じる人事発令をする場合は、当該局職員に勤務することを命じる所属を記載する。この場合において、当該所属が 2 以上（当該局職員が他の任命権者から当該他の任命権者の直近下位の内部組織（大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織、大阪市事務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）第1条に掲げる組織、会計室、消防局、危機管理室、大阪市事業所事務分掌規則（昭和37年大阪市規則第5号）別表第1に掲げる事業所及び区役所、教育委員会事務局、学校園及び学校以外の教育機関並びに行政委員会事務局並びに市会事務局をいい、以下この作成要領において「局等」という。）に勤務することを命じられている他の任命権者の職員を更に局職員として任命したものであるときは、1 以上）であるときは、当該所属及び兼職をさせる旨を記載する。なお、他の任命権者の職員に局職員として所属に勤務することを命じる場合には当該他の任命権者の職員を局職員に任命することになり、また、本市以外のものに派遣している局職員を所属に勤務することを命じる場合には派遣を解いた上で（本市以外のものに退職派遣者等として派遣している者を所属に勤務することを命じる場合には派遣を解き局職員に任命した上で）当該所属に勤務することを命じることになるが、局職員として所属に勤務することを命じることは局職員に任命することが前提となり、また、本市以外のものに派遣している局職員に所属に勤務することを命じることは派遣を解くこと（退職派遣者等として派遣している者にあっては派遣を解き局職員に任命すること）が前提となることから、派遣を解く旨又は局職員に任命する旨は記載しない。
 - (2) 局職員に現在勤務することを命じている所属に加えて他の任命権者の職員として勤務することを命じる兼職発令をする場合は、当該局職員が他の任命権者から勤務することを命じられることになる局等を記載した上で、兼職をさせる旨を記載する。
 - (3) 2 以上の所属に勤務する兼職を命じている局職員の当該兼職の全部又は一部を解く転任等発令及び他の任命権者から局等に勤務することを命じられている他の任命権者の職員で更に局職員に任命し 1 以上の所属に勤務する兼職を命じているものの当該兼職の全部を解く転任等発令をする場合は、当該兼職を解く勤務に係る所属及

び兼職を解く旨を記載する。なお、他の任命権者から局等に勤務することを命じられている他の任命権者の職員の局職員として1以上の所属に勤務する兼職の全部を解く場合には当該他の任命権者の職員を局職員として退職させることになるが、当該1以上の所属に勤務する兼職の全部を解くことは当然に当該他の任命権者の職員を局職員として退職させることになることから、退職させる旨は記載しない。

- (4) 所属に勤務することに加えて他の任命権者の職員として勤務することを命じている局職員の当該他の任命権者の職員としての勤務に係る兼職の全部又は一部を解く転任等発令をする場合は、当該兼職を解く勤務に係る局等を記載した上で、当該兼職を解く旨を記載する。
- (5) 局職員を本市以外のものに派遣する転任等発令（国の行政機関に派遣し当該国の行政機関の職員として在職させる転任等発令を除く。）をする場合は、当該局職員が属することになる所属を記載し、派遣先の法人等の名称及び当該法人等に派遣する旨を併記する。なお、当該局職員を退職派遣者等として派遣する場合には当該局職員を退職させることになるが、退職派遣者等として派遣することは当該法人等の名称から明らかであることから、退職させる旨は記載しない。
- (6) 所属に勤務することを命じている局職員を退職させて他の任命権者の職員とする転任等発令をする場合は、当該局職員が他の任命権者から勤務することを命じられることになる局等を記載する。この場合において、当該局職員が他の任命権者から本市以外のものに派遣されるときは、派遣先の法人等の名称及び当該法人等に派遣される旨を併記する。なお、当該局職員については、他の任命権者の職員となることにより局職員として退職させることになり、また、当該局職員を本市以外のものに派遣している場合にあっては、当該派遣を解いて局職員として退職させることになることが明らかであることから、派遣を解く旨又は退職させる旨は記載しない。
- (7) 1の(1)のキに掲げる転任等発令をする場合は、当該技能職員を給料表(1)の適用を受ける局職員とする旨及び当該技能職員に勤務することを命じる所属を記載する。
- (8) 1の(1)のクに掲げる転任等発令をする場合は、当該技能職員に水道局技能職員の局内転任制度に関する要綱第4条第1項に規定する業務（以下この作成要領において「局内転任実務研修業務」という。）に従事することを命じる旨及び当該技能職員に当該局内転任実務研修業務に従事するため勤務することを命じる所属を記載する。
- (9) 次の表の記載例により記載する。

	記載例	説明
ア	〃部〃課	1 局職員に1の所属に勤務することを命じる転任等発令及び他の任命権者の職員を局職員に任命し1の所属に勤務することを命じる転任等発令の記載例である。 2 当該局職員に勤務することを命じる所属の名称を当該所属が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載する。

		<p>3 他の任命権者の職員に所属に勤務することを命じる場合には当該他の任命権者の職員を局職員に任命することになるが、局職員に任命する旨は記載しない。</p> <p>4 本市以外のものに派遣している局職員の派遣を解いて所属に勤務することを命じる場合には派遣を解いた上で当該所属に勤務することを命じることになり、また、本市以外のものに退職派遣者等として派遣している者の派遣を解いて所属に勤務することを命じる場合には派遣を解き局職員に任命した上で当該所属に勤務することを命じることになるが、派遣を解く旨又は局職員に任命する旨は記載しない。</p>
イ	〃部〃課兼〃部〃課（兼〃部〃課）	<p>1 局職員に2以上の所属に勤務することを命じる兼職発令の記載例である。</p> <p>2 当該局職員に勤務することを命じるそれぞれの所属の名称を当該各所属が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載するとともに、兼職をさせる旨を記載する。</p> <p>3 当該局職員に勤務することを命じる所属が3以上の場合の所属の区切りについても「兼」を使用する。</p> <p>4 本市以外のものに派遣している局職員の派遣を解いて所属に勤務することを命じる場合には派遣を解いた上で当該所属に勤務することを命じることになり、また、本市以外のものに退職派遣者等として派遣している者の派遣を解いて所属に勤務することを命じる場合には派遣を解き局職員に任命した上で当該所属に勤務することを命じることになるが、派遣を解く旨又は局職員に任命する旨は記載しない。</p>
ウ	〃部〃課兼〃局〃部〃課（兼〃局〃部〃課）	<p>1 局職員を1の所属に勤務することを命じるとともに、他の任命権者の職員として勤務することを命じる兼職発令の記載例である。</p> <p>2 当該局職員に勤務することを命じる所属の名称を当該所属が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載するとともに、当該局職員が他の任命権者の職員として当該他の任命権者から勤務する</p>

		<p>ことを命じられることになる局等の組織の名称を当該組織が置かれている局等及び当該局等の内部組織の名称を冠して記載した上で、兼職をさせる旨を記載する。</p> <p>3 他の任命権者から勤務することを命じられることになる局等の組織が2以上の場合の組織の区切りについても「兼」を使用する。</p> <p>4 本市以外のものに派遣している局職員の派遣を解いて所属に勤務することを命じる場合には派遣を解いた上で当該所属に勤務することを命じることになり、また、本市以外のものに退職派遣者等として派遣している者の派遣を解いて所属に勤務することを命じる場合には派遣を解き局職員に任命した上で当該所属に勤務することを命じることになるが、派遣を解く旨又は局職員に任命する旨は記載しない。</p>
エ	〃部〃課(、〃部〃課)兼務	<p>1 局職員に現在勤務することを命じている所属に加えて他の1以上の所属に勤務することを命じる兼職発令及び他の任命権者から局等に勤務することを命じられている他の任命権者の職員を更に局職員に任命し当該局等に加えて1以上の所属に勤務することを命じる兼職発令の記載例である。</p> <p>2 加えて勤務することを命じる所属の名称を当該所属が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載するとともに、兼職をさせる旨を記載する。</p> <p>3 加えて勤務することを命じる所属が2以上の場合の所属の区切りには「、」を使用する。</p> <p>4 他の任命権者の職員に局等に加えて所属に勤務することを命じる場合には当該他の任命権者の職員を局職員に任命することになるが、局職員に任命する旨については記載しない。</p>
オ	〃局〃部〃課(、〃局〃部〃課)兼務	<p>1 局職員に現在勤務することを命じている所属に加えて他の任命権者の職員として勤務することを命じる兼職発令の記載例である。</p> <p>2 当該局職員が他の任命権者の職員として当該他の任命権者から勤務することを命じられることになる局等の組織の名称を当該組織が置かれている局等及び当該局等の内部組織の名称を冠して記載</p>

		<p>した上で、兼職をさせる旨を記載する。</p> <p>3 他の任命権者から勤務することを命じられることになる局等の組織が2以上の場合の組織の区切りには「、」を使用する。</p>
力	局、部、課 兼、部、課 (兼、部、課)	<p>1 他の任命権者の職員が当該他の任命権者から局等に勤務することを命じられるのに併せて、当該他の任命権者の職員を更に局職員に任命し1以上の所属に勤務することを命じる兼職発令の記載例である。</p> <p>2 当該他の任命権者の職員が他の任命権者から勤務することを命じられることになる局等の組織の名称を当該組織が置かれている局等及び当該局等の内部組織の名称を冠して記載するとともに、当該他の任命権者の職員を局職員に任命して勤務することを命じる所属の名称を当該所属が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載した上で、兼職をさせる旨を記載する。</p> <p>3 当該他の任命権者の職員を局職員に任命して勤務することを命じる所属が2以上の場合の所属の区切りについても「兼」を使用する。</p> <p>4 他の任命権者の職員を更に局職員に任命する旨は記載しない。</p>
キ	免、部、課 (、部、課)兼務	<p>1 現在2以上の所属に勤務することを命じている局職員の兼職を解く転任等発令及び他の任命権者から局等に勤務することを命じられている当該他の任命権者の職員で更に局職員に任命し1以上の所属に勤務することを命じているものの当該1以上の所属に勤務する兼職の全部又は一部を解く転任等発令の記載例である。</p> <p>2 兼職を解く所属の名称を当該所属が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載するとともに、兼職を解く旨を記載する。</p> <p>3 兼職を解く所属が2以上の場合の所属の区切りには「、」を使用する。</p> <p>4 当該他の任命権者の職員の局職員としての1以上の所属に勤務する兼職の全部を解く場合には、当該他の任命権者の職員については局職員として退職させることになるが、退職させる旨について</p>

		は記載しない。
ク	免々局々部々課（、々局々部々課）兼務	<p>1 現在勤務することを命じている所属に加えて他の任命権者の職員として勤務することを命じている局職員の当該他の任命権者の職員としての勤務に係る兼職の全部又は一部を解く転任等発令の記載例である。</p> <p>2 当該局職員が他の任命権者から勤務することを命じられている局等の組織の名称を当該組織が置かれている局等及び当該局等の内部組織の名称を冠して記載した上で、兼職を解く旨を記載する。</p> <p>3 他の任命権者から勤務することを命じられている局等の組織が2以上の場合の組織の区切りには「、」を使用する。</p>
ケ	々部々課 々派遣	<p>1 局職員に他の所属に勤務することを命じた上で本市以外のものに派遣する転任等発令（国の行政機関に派遣し当該国の行政機関の職員として在職させる転任等発令を除く。）の記載例である。</p> <p>2 当該局職員が属することになる所属の名称を当該所属が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載するとともに、派遣先の法人等の名称及び当該法人等に派遣する旨を併記する。</p> <p>3 退職派遣者等として派遣する局職員については退職させることになるが、退職させる旨については記載しない。</p>
コ	々局（兼々局）	<p>1 局職員を退職させて他の任命権者の職員とする転任等発令の記載例である。</p> <p>2 当該局職員が他の任命権者から勤務することを命じられることになる局等の名称を記載する。</p> <p>3 他の任命権者から勤務することを命じられることになる局等が2以上の場合の局等の区切りには「兼」を使用する。</p> <p>4 他の任命権者において本市以外のものに派遣される場合の記載は、この表の局職員の記載例の例による。</p> <p>5 退職させる旨については記載しない。</p>
サ	（事務職員・転任） 々部々課	1 技能職員を給料表(1)の適用を受ける事務職員とする人事発令の記載例である。

		<p>2 冒頭にまとめて「(事務職員・転任)」とすることにより給料表(1)の適用を受ける事務職員とする旨を記載した上で、各技能職員に給料表(1)の適用を受ける事務職員として勤務することを命じる所属の名称を当該所属が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載する。</p> <p>3 技能職員を給料表(1)の適用を受ける技術職員とする人事発令の記載例については、この記載例の例による。</p>
シ	(局内転任制度実務研修者) 丶丶部丶丶課	<p>1 技能職員に局内転任実務研修業務に従事することを命じる人事発令の記載例である。</p> <p>2 冒頭にまとめて「(局内転任制度実務研修者)」とすることにより局内転任実務研修業務に従事することを命じる旨を記載した上で、各技能職員に局内転任実務研修業務に従事するため勤務する所属の名称を当該所属が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載する。</p>

- 4 2の(1)に掲げる人事発令については、事務職員及び技術職員ごとにまとめ、その順に記載し、それぞれの冒頭に「(事務職員)」及び「(技術職員)」と記載する。なお、2のただし書により事務職員及び技術職員ごとに作成する場合は、それぞれの冒頭に「(事務職員)」及び「(技術職員)」と記載する。
- 5 2の(2)に掲げる人事発令については、1の(1)のイに掲げる転任等発令及び1の(1)のカに掲げる転任等発令ごとにまとめ、その順に記載し、1の(1)のカに掲げる転任等発令の冒頭に「【他の任命権者へ】」と記載する。次に、事務職員及び技術職員ごとにまとめ、その順に記載し、それぞれの冒頭に「(事務職員)」及び「(技術職員)」と記載する。
- 6 2の(3)に掲げる人事発令については、冒頭に「(技能職員)」と記載する。
- 7 2の(4)に掲げる人事発令については、給料表(1)の適用を受ける事務職員及び給料表(1)の適用を受ける技術職員の順に記載する。
- 8 現所属欄に記載する内容は、次のとおりとする。
- (1) 人事発令の対象者が局職員である場合は、当該局職員に現在勤務することを命じている所属を記載するとともに、現在本市以外のものに派遣している局職員については、派遣先の法人等の名称及び当該法人等に派遣している旨を併記する。
 - (2) 人事発令の対象者が他の任命権者の職員である場合は、その者が現在勤務することを命じられている局等を記載するとともに、本市以外のものに派遣されている者については、派遣先の法人等の名称及び当該法人等に派遣されている旨を併記する。
 - (3) 次の表の記載例により記載する。

	記載例	説明
--	-----	----

ア	〃部〃課	<p>1 現在1の所属に勤務することを命じている局職員で本市以外のものに派遣していないものについての記載例である。</p> <p>2 現在当該局職員に勤務することを命じている所属の名称を当該所属が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載する。</p>
イ	〃部〃課兼〃部〃課（兼〃部〃課）	<p>1 現在2以上の所属に勤務することを命じている局職員についての記載例である。</p> <p>2 現在当該局職員に勤務することを命じているそれぞれの所属の名称を当該各所属が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載するとともに、兼職をさせている旨を記載する。</p> <p>3 当該局職員に勤務することを命じている所属が3以上の場合の所属の区切りについても「兼」を使用する。</p>
ウ	〃部〃課兼〃局〃部〃課（兼〃局〃部〃課）	<p>1 現在1以上の所属に勤務することを命じるとともに当該所属に勤務することに加えて他の任命権者の職員として勤務することを命じている局職員についての記載例である。</p> <p>2 現在勤務することを命じている所属の名称を当該所属が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載するとともに、当該局職員が他の任命権者の職員として当該他の任命権者から勤務することを命じられている局等の組織の名称を当該組織が置かれている局等及び当該局等の内部組織の名称を冠して記載した上で、兼職をさせている旨を記載する。</p> <p>3 勤務することを命じている所属及び他の任命権者から勤務することを命じられている組織が3以上の場合の所属又は組織の区切りについても「兼」を使用する。</p>
エ	〃局〃部〃課兼〃部〃課（兼〃部〃課）	<p>1 現在他の任命権者の職員として当該他の任命権者から局等に勤務することを命じられているとともに当該局等に勤務することに加えて更に局職員に任命し1以上の所属に勤務することを命じている者についての記載例である。</p> <p>2 現在他の任命権者の職員として当該他の任命権者から勤務することを命じられている局等の組織</p>

		<p>の名称を当該組織が置かれている局等及び当該局等の内部組織の名称を冠して記載するとともに、局職員に任命して勤務することを命じている所属の名称を当該所属が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載した上で、兼職をさせている旨を記載する。</p> <p>3 局職員に任命して勤務することを命じている所属が2以上の場合の所属の区切りについても「兼」を使用する。</p>
オ	丶丶部丶丶課 丶丶派遣	<p>1 現在所属に勤務することを命じた上で、本市以外のものに派遣している局職員についての記載例である。</p> <p>2 現在当該局職員が属している所属の名称を当該所属が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載するとともに、派遣先の法人等の名称及び当該法人等に派遣している旨を併記する。</p>
カ	丶丶局	<p>1 他の任命権者の職員で本市以外のものに派遣されていないものについての記載例である。</p> <p>2 現在当該他の任命権者の職員が勤務することを命じられている局等の名称を記載する。</p> <p>3 現在当該他の任命権者の職員が2以上の局等に勤務することを命じられている場合の局等の区切りの記載は、この表の現在2以上の所属に勤務することを命じている局職員の記載例の例による。</p>
キ	丶丶局 丶丶派遣	<p>1 現在他の任命権者の職に補されていない他の任命権者の職員で、本市以外のものに派遣されている他の任命権者の職員についての記載例である。</p> <p>2 現在当該他の任命権者の職員が属している局等の名称を記載するとともに、派遣先の法人等の名称及び当該法人等に派遣されている旨を併記する。</p>

(2) 補職に係る転任等発令及び兼職発令

人事発令		
新職	現職	氏名

(人事発令の年月日) 付けて、次のとおり人事異動を発令する。

大阪市水道局長

((府内ポータルサイトへの掲載年月日) 掲載)

作成要領

1 この様式は、次に掲げる人事発令に使用する。

(1) 次に掲げる転任等発令

ア 第2条第4項第2号に掲げる発令（第3条第1項第1号イ(ア)及び(イ)に掲げる発令を除く。）

イ 第2条第4項第3号に掲げる発令（第3条第1項第1号イ(ウ)に掲げる発令を除く。）

ウ 第2条第4項第4号に掲げる発令

エ 第2条第4項第5号に掲げる発令で職に補すもの

オ 職に補している局職員に係る第2条第4項第6号に掲げる発令

カ 第2条第4項第7号に掲げる発令で同項第2号に掲げる発令又は同項第5号に掲げる発令（職に補す発令に限る。）をした上で行うもの

キ 第2条第4項第8号に掲げる発令で派遣を解く者を職に補すもの

ク 職に補している局職員に係る第2条第4項第9号に掲げる発令

(2) 次に掲げる兼職発令（第3条第1項第1号イ(イ)、エ及びオに掲げる発令に該当するものを除く。）

ア 2以上の職に補す発令

イ 1以上の職に補すとともに、他の任命権者の職員として勤務することを命じる発令

ウ 職に補している局職員を当該職に加えて他の1以上の職に補す発令

エ 職に補している局職員に当該職に加えて他の任命権者の職員として勤務することを命じる発令

オ 他の任命権者の職員を更に局職員に任命し、1以上の職に補す発令

2 作成する単位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 1の(1)のア、エ、オ、キ及びクに掲げる転任等発令、1の(1)のカに掲げる転任等発令で(4)に掲げるもの以外のもの並びに1の(2)に掲げる兼職発令

(2) 1の(1)のイに掲げる転任等発令

(3) 1の(1)のウに掲げる転任等発令

(4) 1の(1)の力に掲げる転任等発令で国の行政機関に派遣するもの

3 新職欄等に記載する内容は、次のとおりとする。

- (1) 局職員を職に補す人事発令をする場合は、当該局職員を補す職を記載する。この場合において、当該職が2以上（当該局職員が他の任命権者の職に補されている当該他の任命権者の職員を更に局職員として任命したものであるときは、1以上）であるときは、当該職及び兼職をさせる旨を記載する。なお、他の任命権者の職員を職に補す場合には当該他の任命権者の職員を局職員に任命することになり、また、本市以外のものに派遣している局職員を職に補す場合には派遣を解いた上で（本市以外のものに退職派遣者等として派遣している者を職に補す場合には派遣を解き局職員に任命した上で）当該職に補すことになるが、職に補すことは局職員に任命することが前提となり、また、本市以外のものに派遣している局職員を職に補すことは派遣を解くこと（退職派遣者等として派遣している者にあっては派遣を解き局職員に任命すること）が前提となることから、派遣を解く旨又は局職員に任命する旨は記載しない。
- (2) 第2条第2項第1号に掲げる職に補している局職員に当該職に加えて他の任命権者の職員として勤務することを命じる兼職発令をする場合は、当該局職員が他の任命権者から補されることになる当該他の任命権者の職を記載した上で、兼職をさせる旨を記載する。
- (3) 第2条第2項第1号に掲げる職に補している局職員で他の1以上の同号に掲げる職の兼職をさせているものの当該兼職の全部又は一部を解く転任等発令及び他の任命権者から1以上の当該他の任命権者の職に補されている他の任命権者の職員で1以上の第2条第2項第1号に掲げる職に補しているものの当該同号に掲げる職の兼職の全部を解く転任等発令をする場合は、当該兼職を解く職及び兼職を解く旨を記載する。なお、他の任命権者の職員の局職員としての第2条第2項第1号に掲げる職の兼職の全部を解く場合には当該他の任命権者の職員を局職員として退職されることになるが、同号に掲げる職の兼職の全部を解くことは当然に当該他の任命権者の職員を局職員として退職されることになることから、退職させる旨は記載しない。
- (4) 1以上の第2条第2項第1号に掲げる職に補している局職員で他の任命権者から1以上の当該他の任命権者の職に補されているものの当該他の任命権者の職員としての勤務に係る兼職の全部又は一部を解く転任等発令をする場合は、当該兼職を解く勤務に係る他の任命権者の職を記載した上で、当該兼職を解く旨を記載する。
- (5) 局職員を第2条第2項第1号に掲げる職に補した上で本市以外のものに派遣する転任等発令（国の行政機関に派遣し当該国の行政機関の職員として在職させる転任等発令を除く。）をする場合は、当該局職員を補す職を記載するとともに、派遣先の法人等の名称及び当該法人等に派遣する旨を併記する。なお、当該局職員を退職派遣者等として派遣する場合には当該局職員を退職させることになるが、退職派遣者等として派遣することは当該法人等の名称から明らかであることから、退職させる旨は記載しない。

(6) 局職員を第2条第2項第1号に掲げる職に補した上で国の行政機関に派遣し当該国の行政機関の職員として在職させる転任等発令をする場合は、当該局職員を補す職を記載するとともに「※」を付した上で、表の欄外に、同条第4項第7号ウに掲げる者として派遣する場合にあっては派遣先の国の行政機関の名称及び発令日付けで退職しその翌日付けで当該国の行政機関の職員となる予定である旨を記載する。

(7) 第2条第2項第1号に掲げる職に補している局職員を退職させて他の任命権者の職員とする転任等発令をする場合は、当該局職員が他の任命権者から補されることになる当該他の任命権者の職を記載する。この場合において、当該局職員が他の任命権者から本市以外のものに派遣されるときは、派遣先の法人等の名称及び当該法人等に派遣される旨を併記する。なお、当該局職員については、他の任命権者の職員となることにより局職員として退職されることになり、また、当該局職員を本市以外のものに派遣している場合にあっては、当該派遣を解いて局職員として退職されることになることが明らかであることから、派遣を解く旨又は退職させる旨は記載しない。

(8) 次の表の記載例により記載する。

	記載例	説明
ア	〃部〃課〃	<p>1 局職員を1の職に補す転任等発令及び他の任命権者の職員を局職員に任命し1の職に補す転任等発令の記載例である。</p> <p>2 当該局職員を補す職の名称を当該職が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載する。</p> <p>3 他の任命権者の職員を職に補す場合には当該他の任命権者の職員を局職員に任命することになるが、局職員に任命する旨は記載しない。</p> <p>4 本市以外のものに派遣している局職員の派遣を解いて他の職に補す場合には派遣を解いた上で当該他の職に補すことになり、また、本市以外のものに退職派遣者等として派遣している者の派遣を解いて他の職に補す場合には派遣を解き局職員に任命した上で当該他の職に補すことになるが、派遣を解く旨又は局職員に任命する旨は記載しない。</p>
イ	〃部〃課〃 兼〃部〃課〃 (兼〃部〃 課〃)	<p>1 局職員を2以上の職に補す兼職発令の記載例である。</p> <p>2 当該局職員を補すそれぞれの職の名称を当該各職が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載するとともに、兼職をさせる旨を記載する。</p> <p>3 当該局職員を補す職が3以上の場合の職の区切</p>

		<p>りについても「兼」を使用する。</p> <p>4 本市以外のものに派遣している局職員の派遣を解いて他の職に補す場合には派遣を解いた上で当該他の職に補すことになり、また、本市以外のものに退職派遣者等として派遣している者の派遣を解いて他の職に補す場合には派遣を解き局職員に任命した上で当該他の職に補すことになるが、派遣を解く旨又は局職員に任命する旨は記載しない。</p>
ウ	、、部、、課、、 兼、、局、、部、、 課、、（兼、、 局、、部、、 課、、）	<p>1 局職員を1の職に補すとともに、他の任命権者の職員として勤務することを命じる兼職発令の記載例である。</p> <p>2 当該局職員を補す職の名称を当該職が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載するとともに、当該局職員が他の任命権者の職員として当該他の任命権者から補されることになる他の任命権者の職の名称を当該他の任命権者の職が置かれている当該他の任命権者の直近下位の内部組織（大阪市市長直轄組織設置条例第1条に掲げる組織、大阪市事務分掌条例第1条に掲げる組織、会計室、消防局、危機管理室、大阪市事業所事務分掌規則別表第1に掲げる事業所及び区役所、教育委員会事務局、学校園及び学校以外の教育機関並びに行政委員会事務局並びに市会事務局をいい、以下この作成要領において「局等」という。）及び当該局等の内部組織の名称を冠して記載した上で、兼職をさせる旨を記載する。</p> <p>3 他の任命権者から補されることになる他の任命権者の職が2以上の場合の職の区切りについても「兼」を使用する。</p> <p>4 本市以外のものに派遣している局職員の派遣を解いて他の職に補す場合には派遣を解いた上で当該他の職に補すことになり、また、本市以外のものに退職派遣者等として派遣している者の派遣を解いて他の職に補す場合には派遣を解き局職員に任命した上で当該他の職に補すことになるが、派遣を解く旨又は局職員に任命する旨は記載しない。</p>

エ	、、部、、課、、 (、、、部、、 課、、) 兼務	<p>1 現在職に補している局職員を当該職に加えて他の1以上の職に補す兼職発令及び現在他の任命権者の職員で当該他の任命権者の職に補されているものを局職員に任命し当該他の任命権者の職に加えて他の1以上の職に補す兼職発令の記載例である。</p> <p>2 加えて補す職の名称を当該職が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載するとともに、兼職をさせる旨を記載する。</p> <p>3 加えて補す職が2以上の場合の職の区切りには「、」を使用する。</p> <p>4 他の任命権者の職員を職に補す場合には当該他の任命権者の職員を局職員に任命することになるが、局職員に任命する旨については記載しない。</p>
オ	、、局、、部、、 課、、(、、、局、、 部、、課、、) 兼務	<p>1 現在職に補している局職員に当該職に加えて他の任命権者の職員として勤務することを命じる兼職発令の記載例である。</p> <p>2 当該局職員が他の任命権者の職員として当該他の任命権者から補されることになる他の任命権者の職の名称を当該他の任命権者の職が置かれている局等及び当該局等の内部組織の名称を冠して記載した上で、兼職をさせる旨を記載する。</p> <p>3 他の任命権者から補されることになる他の任命権者の職が2以上の場合の職の区切りには「、」を使用する。</p>
カ	、、局、、部、、 課、、兼、、部、、 課、、(兼、、 部、、課、、) 兼務	<p>1 他の任命権者の職員が当該他の任命権者の職に補されるのに併せて、当該他の任命権者の職員を更に局職員に任命し1以上の職に補す兼職発令の記載例である。</p> <p>2 当該他の任命権者の職員が他の任命権者から補されることになる他の任命権者の職の名称を当該他の任命権者の職が置かれている局等及び当該局等の内部組織の名称を冠して記載するとともに、当該他の任命権者の職員を局職員に任命して補す職の名称を当該職が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載した上で、兼職をさせる旨を記載する。</p> <p>3 当該他の任命権者の職員を局職員に任命して補</p>

		<p>す職が 2 以上の場合の職の区切りについても「兼」を使用する。</p> <p>4 他の任命権者の職員を更に局職員に任命する旨は記載しない。</p>
キ	免々部々課々 (、々部々 課々) 兼務	<p>1 現在 2 以上の職に補している局職員の兼職を解く転任等発令及び他の任命権者から他の任命権者の職に補されている当該他の任命権者の職員で更に局職員に任命し 1 以上の第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる職に補しているものの当該同号に掲げる職の兼職の全部又は一部を解く転任等発令の記載例である。</p> <p>2 兼職を解く職の名称を当該職が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載するとともに、兼職を解く旨を記載する。</p> <p>3 兼職を解く職が 2 以上の場合の職の区切りには「、」を使用する。</p> <p>4 当該他の任命権者の職員の局職員としての第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる職に係る兼職の全部を解く場合には、当該他の任命権者の職員については局職員として退職させることになるが、退職させる旨については記載しない。</p>
ク	免々局々部々 課々(、々局々 部々課々) 兼務	<p>1 現在職に補している局職員で他の任命権者の職員として当該他の任命権者から 1 以上の他の任命権者の職に補されているものの当該他の任命権者の職員としての勤務に係る兼職の全部又は一部を解く転任等発令の記載例である。</p> <p>2 当該局職員が他の任命権者の職員として当該他の任命権者から補されている他の任命権者の職の名称を当該他の任命権者の職が置かれている局等及び当該局等の内部組織の名称を冠して記載した上で、兼職を解く旨を記載する。</p> <p>3 他の任命権者から補されている他の任命権者の職が 2 以上の場合の職の区切りには「、」を使用する。</p>
ケ	々部々課々 々派遣	<p>1 局職員を職に補した上で本市以外のものに派遣する転任等発令（国の行政機関に派遣し当該国の行政機関の職員として在職させる転任等発令を除く。）の記載例である。</p>

		<p>2 当該局職員を補す職の名称を当該職が置かれて いる部又は事業所の名称を冠して記載するととも に、派遣先の法人等の名称及び当該法人等に派遣 する旨を併記する。</p> <p>3 退職派遣者等として派遣する局職員については 退職させることになるが、退職させる旨について は記載しない。</p>
コ	<p>、、部、、課、、 ※ (国の行政機関の職 員として在職する場 合の表の欄外の記 載) ※ 同日付けで退職 し、翌日付 で、、省に割愛予 定</p>	<p>1 局職員を職に補した上で国の行政機関に派遣し 当該国の行政機関の職員として在職させる転任等 発令の記載例である。</p> <p>2 当該局職員を補す職の名称を当該職が置かれて いる部又は事業所の名称を冠して記載し、「※」を 付した上で、様式の表の欄外に「※」を付し、派 遣先の国の行政機関の職員として在職する場合に は、当該国の行政機関の名称及び退職して国の行 政機関の職員となる予定である旨を記載する。</p>
サ	<p>、、局、、部、、 課、、(兼、、 局、、部、、 課、、)</p>	<p>1 局職員を退職させて他の任命権者の職員とする 転任等発令の記載例である。</p> <p>2 当該局職員が他の任命権者から補されることに なる他の任命権者の職の名称を当該他の任命権者 の職が置かれている局等及び当該局等の内部組織 の名称を冠して記載する。</p> <p>3 他の任命権者から補されることになる他の任命 権者の職が2以上の場合の職の区切りには「兼」 を使用する。</p> <p>4 他の任命権者において本市以外のものに派遣さ れる場合の記載は、この表の局職員の記載例の例 による。</p> <p>5 退職させる旨については記載しない。</p>

4 2の(1)に掲げる人事発令について作成する様式の新職欄の記載の順序等は、次のと
おりとする。

- (1) 1の(1)のア及びエからクまでに掲げる転任等発令並びに1の(2)に掲げる兼職発令
を記載する。
- (2) 1の(1)のア及びエからクまでに掲げる転任等発令並びに1の(2)に掲げる兼職発令
については、事務分掌規程第2条に規定する職の職制上の段階ごとにまとめ、その
順に記載するとともに、それぞれの冒頭に「(局長級)」、「(部長級)」、「(課長級)」、
「(課長代理級)」及び「(係長級)」と記載する。

(3) 1の(1)のクに掲げる転任等発令については、冒頭に「【他の任命権者へ】」と記載した上で、他の任命権者から補されることになる当該他の任命権者の職の職制上の段階ごとにまとめ、その順に記載する。

5 2の(4)に掲げる人事発令について作成する様式の新職欄の記載の順序等は、4の(2)の例による。

6 現職欄に記載する内容は、次のとおりとする。

(1) 人事発令の対象者が局職員である場合は、当該局職員を現在補している職（国の行政機関に第2条第4項第7号ウに掲げる者として派遣している者にあっては、当該派遣のための退職をした際に補していた職、職に補していない局職員にあっては、現在勤務することを命じている所属及び当該所属に勤務することを命じている旨）を記載するとともに、現在本市以外のものに派遣している局職員（国の行政機関に派遣し当該国の行政機関の職員として在職させる転任等発令を除く。）については、派遣先の法人等の名称及び当該法人等に派遣している旨を併記する。

(2) 人事発令の対象者が他の任命権者の職員である場合は、その者が現在補されている他の任命権者の職（他の任命権者の職に補されていない他の任命権者の職員にあっては、現在勤務することを命じられている局等及び当該局等に勤務することを命じられている旨）を記載するとともに、本市以外のものに派遣されている者については、派遣先の法人等の名称及び当該法人等に派遣されている旨を併記する。

(3) 次の表の記載例により記載する。

	記載例	説明
ア	〃部〃課〃	1 現在1の職に補している局職員で本市以外のものに派遣していないもの及び職に補した上で国の行政機関に派遣している者についての記載例である。 2 現在当該局職員を補している職（派遣先の国の行政機関の職員として在職している職員にあっては、当該派遣に係る発令日に補した職）の名称を当該職が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載する。
イ	〃部〃課〃 兼〃部〃課〃 (兼〃部〃課〃)	1 現在2以上の職に補している局職員についての記載例である。 2 現在当該局職員を補しているそれぞれの職の名称を当該各職が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載するとともに、兼職をさせている旨を記載する。 3 現在当該局職員を補している職が3以上の場合の職の区切りについても「兼」を使用する。

ウ	、、部、、課、、 兼、、局、、部、、 課、、（兼、、 局、、部、、 課、、）	<p>1 現在1以上の職に補すとともに当該職に加えて他の任命権者の職員として勤務することを命じている局職員についての記載例である。</p> <p>2 現在補している職の名称を当該職が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載するとともに、当該局職員が他の任命権者の職員として当該他の任命権者から補されている他の任命権者の職の名称を当該他の任命権者の職が置かれている局等及び当該局等の内部組織の名称を冠して記載した上で、兼職をさせている旨を記載する。</p> <p>3 他の任命権者から補されている他の任命権者の職が2以上の場合の職の区切りについても「兼」を使用する。</p>
エ	、、局、、部、、 課、、兼、、部、、 課、、（兼、、 部、、課、、）	<p>1 現在他の任命権者の職員として当該他の任命権者から1以上の他の任命権者の職に補されるとともに当該他の任命権者の職に加えて更に局職員に任命し1以上の職に補している者についての記載例である。</p> <p>2 現在他の任命権者の職員として当該他の任命権者から補されている他の任命権者の職の名称を当該他の任命権者の職が置かれている局等及び当該局等の内部組織の名称を冠して記載するとともに、局職員に任命して補している職の名称を当該職が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載した上で、兼職をさせている旨を記載する。</p> <p>3 当該局職員に任命して補している職が2以上の場合の職の区切りについても「兼」を使用する。</p>
オ	、、部、、課、、 、、派遣	<p>1 現在職に補した上で、本市以外のものに派遣している局職員（国の行政機関の職員として在職する者を除く。）についての記載例である。</p> <p>2 現在当該局職員を補している職の名称を当該職が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載するとともに、派遣先の法人等の名称及び当該法人等に派遣している旨を併記する。</p>
カ	、、部、、課勤務	<p>1 現在職に補しておらず1の所属に勤務することを命じている局職員で、本市以外のものに派遣していないものについての記載例である。</p> <p>2 現在当該局職員に勤務することを命じている所</p>

		属の名称を当該所属が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載する。
キ	丶丶部丶丶課勤務 兼丶丶部丶丶課勤務 (兼丶丶部丶丶課勤務)	<p>1 現在職に補しておらず2以上の所属に勤務することを命じている局職員についての記載例である。</p> <p>2 現在当該局職員に勤務することを命じているそれぞれの所属の名称を当該各所属が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載するとともに、兼職をさせている旨を記載する。</p> <p>3 当該局職員に勤務することを命じている所属が3以上の場合の所属の区切りについても「兼」を使用する。</p>
ク	丶丶部丶丶課勤務 兼丶丶局丶丶部丶丶 課勤務 (兼丶丶 局丶丶部丶丶課勤務)	<p>1 現在職に補しておらず1以上の所属に勤務することを命じるとともに当該所属に勤務することに加えて他の任命権者の職員として勤務することを命じている局職員についての記載例である。</p> <p>2 現在勤務することを命じている所属の名称を当該所属が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載するとともに、当該局職員が他の任命権者の職員として当該他の任命権者から勤務することを命じられている局等の組織の名称を当該組織が置かれている局等及び当該局等の内部組織の名称を冠して記載した上で、兼職をさせている旨を記載する。</p> <p>3 勤務することを命じている所属及び他の任命権者から勤務することを命じられている組織が3以上の場合の所属又は組織の区切りについても「兼」を使用する。</p>
ケ	丶丶局丶丶部丶丶課勤務兼丶丶部丶丶課勤務 (兼丶丶部丶丶課勤務)	<p>1 現在他の任命権者の職員として当該他の任命権者から局等に勤務することを命じられているとともに当該局等に勤務することに加えて更に局職員に任命し1以上の所属に勤務することを命じている者についての記載例である。</p> <p>2 現在他の任命権者の職員として当該他の任命権者から勤務することを命じられている局等の組織の名称を当該組織が置かれている局等及び当該局等の内部組織の名称を冠して記載するとともに、局職員に任命して勤務することを命じている所属</p>

		<p>の名称を当該所属が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載した上で、兼職をさせている旨を記載する。</p> <p>3 局職員に任命して勤務することを命じている所属が2以上の場合の所属の区切りについても「兼」を使用する。</p>
コ	〃部〃課 〃派遣	<p>1 現在職に補していない局職員で、本市以外のものに派遣しているもの（国の行政機関の職員として在職する者を除く。）についての記載例である。</p> <p>2 現在当該局職員が属している所属の名称を当該所属が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載するとともに、派遣先の法人等の名称及び当該法人等に派遣している旨を併記する。</p>
サ	〃局〃部〃課〃	<p>1 現在他の任命権者の職に補されている他の任命権者の職員についての記載例である。</p> <p>2 現在当該他の任命権者の職員が補されている他の任命権者の職の名称を当該他の任命権者の職が置かれている局等及び当該局等の内部組織の名称を冠して記載する。</p> <p>3 当該他の任命権者の職員が2以上の他の任命権者の職に補されている場合及び他の任命権者の職に補された上で本市以外のものに派遣されている場合の他の任命権者の職の記載は、この表の現在職に補している局職員の記載例の例による。</p>
シ	〃局勤務	<p>1 現在他の任命権者の職に補されていない他の任命権者の職員で、本市以外のものに派遣されていないものについての記載例である。</p> <p>2 現在当該他の任命権者の職員が勤務することを命じられている局等の名称を記載するとともに、勤務することを命じられている旨を記載する。</p> <p>3 当該他の任命権者の職員が2以上の局等に勤務することを命じられている場合の局等の区切りの記載は、この表の現在2以上の所属に勤務することを命じている局職員の記載例の例による。</p>
ス	〃局 〃派遣	<p>1 現在他の任命権者の職に補されていない他の任命権者の職員で、本市以外のものに派遣されているものについての記載例である。</p> <p>2 現在当該他の任命権者の職員が属している局等</p>

の名称を記載するとともに、派遣先の法人等の名称及び当該法人等に派遣されている旨を併記する。

- (3) 本市職員以外の者から新たに市長の事務を補助する職員として任命された者で当該任命された日に局職員に任命される職員に係る転任等発令

人 事 発 令

(人事発令の年月日) 付けで、次のとおり人事異動を発令する。

大阪市水道局長

新所属	氏名

((府内ポータルサイトへの掲載年月日) 掲載)

作成要領

- 1 この様式は、第2条第4項第5号に掲げる発令で所属に勤務することを命じるものうち、本市職員以外の者から新たに市長の事務を補助する職員として任命された者を当該任命された日に局職員に任命し一旦総務部職員課に勤務することを命じる発令に使用する。
- 2 事務職員及び技術職員ごとに作成し、それぞれの新所属欄の冒頭に「(事務職員)」又は「(技術職員)」と記載する。

(4) 外国への出張の発令

ア 職に補されていない局職員への発令

人事発令		
(人事発令の年月日) 付けで、次のとおり外国への出張を命ずる。		
大阪市水道局長		
出張国名・出張期間	所属	氏名

((府内ポータルサイトへの掲載年月日) 掲載)

作成要領

- 1 この様式は、職に補されていない局職員に外国への出張を命じる人事発令に使用する。
- 2 所属欄には、現在当該局職員に勤務することを命じている所属の名称を(1)の様式の作成要領の8の(3)の表のアからオまでの記載例の例により記載する。

イ 職に補している局職員への発令

人事発令		
(人事発令の年月日) 付けで、次のとおり外国への出張を命ずる。		
大阪市水道局長		
出張国名・出張期間	職	氏名

((府内ポータルサイトへの掲載年月日) 掲載)

作成要領

- 1 この様式は、職に補している局職員に外国への出張を命じる人事発令に使用する。
- 2 職欄には、現在当該局職員に補している職の名称を(2)の様式の作成要領の6の(3)の表のアからケまでの記載例の例により記載する。

別記第4号様式（第4条関係）

給料額等通知書

次のとおり給料額等を通知します。

所属		職員番号		職種	
氏名					

	適用年月日	区分	表一級一号給	金額	相対評価区分	昇給 号数
今回				()		

抑制調整情報 ()

(参考)

	適用年月日	区分	表一級一号給	金額
前回				()

※給料の特例措置、現給保障を受けている職員は()内の金額が支給額となります。

大 阪 市 水 道 局 長